

別紙2

人手不足経営体に援農者（働き手）を送り出す人材派遣会社、職業紹介事業者、農業サービス事業体等、監理団体等（以下「事業者」とします。）につきましては、人手不足経営体が本事業の支援対象者となるには、全国農業会議所に登録された事業者と契約することが必要となります。

このため、人手不足経営体との契約をお考えの事業者におかれましては、全国農業会議所へ申請書とともに以下の必要となる書類を提出してください。

審査により登録の可否を決定し、登録事業者を本事業のWebサイトに掲載します。

○ 申請書以外に必要な書類

<人材派遣会社>

- ・ 直近の「労働者派遣事業報告書」
- ・ 農業分野に係る「教育訓練計画書」及びその実施状況が判るもの

<人材紹介会社>

- ・ 「届出制手数料届出書」
- ・ 「業務の運営に関する規程」

<農業サービス事業体>

- ・ 「農作業受託に関する規約」又は類するもの
- ・ 「請負料金表（今シーズン及び昨シーズン）」

<監理団体>

- ・ 直近の「事業報告書」
- ・ 他 検討中

以上